

[illegible]

シンガポール新移転価格ガイドラインと 企業における移転価格対応

KPMG 税理士法人 国際事業アドバイザー
パートナー 水野 正夫

KPMG シンガポール グローバル移転価格サービス
マネジャー 森下 良太

2015年1月6日、シンガポール内国歳入庁（IRAS）は、従前公表されていた移転価格ガイドラインをベースとした改訂版移転価格ガイドラインをリリースしました。改訂版ガイドラインの発行を通じ、IRASは移転価格ガイドラインの具体化および明確化だけではなく、移転価格調査の実施とペナルティの設定を通じて納税者の移転価格コンプライアンス対応を促進させることを狙いとしています。一方で小規模取引や所得移転リスクの低い取引については、納税者の負担を減らす必要性を認識した内容となっています。

本稿では、改訂版ガイドラインのポイントを中心に、シンガポール企業における移転価格対応の留意事項について解説しました。また、今後の産業構造の変化も予測されるなかで、日系企業の望ましい移転価格対応についてもコメントしています。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 同時文書化の定義が明確化され、シンガポール企業においては移転価格文書化対応の重要性が高まっている。
- 移転価格文書作成に係る免除要件も明確化されているが、実際に調査された場合には、独立企業間価格の証明が必要となる。
- ASEANの移転価格リスク管理については、本社・シンガポールハブ拠点の移転価格ポリシーも含めた検討を行うことが重要である。



みずの まさお
水野 正夫

KPMG 税理士法人
国際事業アドバイザー
パートナー



もりした りょうた
森下 良太

KPMG シンガポール
グローバル移転価格サービス
マネジャー



I はじめに

2015年1月6日、シンガポール内国歳入庁（以下、「IRAS¹」）は従前公表されていた移転価格ガイドラインをベースとした改訂版移転価格ガイドライン（以下「改訂版ガイドライン」または「本ガイドライン」という）をリリースしました²。

このシンガポールにおける移転価格税制は2006年2月の移転価格ガイドライン³の発行が端緒となります。その後、2008年7月にIRASより移転価格調査に関連する事項が記載された移転価格コンサルテーション⁴がリリースされ、2008年10月には事前確認制度（APA⁵）に関するガイドライン⁶が、また2009年2月には関連者間ローンおよび役務提供取引に係るガイドライン⁷が発行されました。

2014年9月1日には改訂版ガイドラインのベースとなる改訂草案が公表されました。本改訂草案は移転価格同時文書化に関する新たな指針が示されたものでしたが、今般リリースされた改訂版ガイドラインは、これまでの上記4つの移転価格ガイドラインを統合し、移転価格同時文書化に関する指針も含めたより幅広い範囲をカバーした内容となっています。

本ガイドラインが本年1月6日に発行されたことから、移転価格同時文書化については2015年11月30日を申告期限とする事業年度（2014年に期末をむかえた事業年度）を対象とした作成が求められると解されます。

II シンガポールの移転価格ガイドライン改訂の背景

シンガポール移転価格ガイドラインが改訂された背景には、2013年7月に発表された、OECDによる「税源浸食と利益移転（BEPS）に関する行動計画」のリリース、およびIRASによる納税者に対しての移転価格コンプライアンス対応要請の高まりが挙げられます。

前者のBEPSは、OECDとG20のうちOECD非加盟国8ヵ国で議論が行われている国際的税務トピックです。シンガポールはG20でもなくOECD加盟国でもありません。しかしながらシンガポール企業の多くの取引相手国はこれらの国であるため、IRASとしても決して看過できるトピックではありません。また、シンガポールの経済構造の特性上⁸、BEPS行動計画により提言される事項については、シンガポールの公正な租税原則に対するコミットメントを国際社会へ意思表示していくために、今後もシンガポール移転価格ガイドラインに適宜反映されていくものと考えられます。

また、後者のIRASによる移転価格コンプライアンス対応への要請の高まりについては、2006年の移転価格ガイドライン公表後も納税者の移転価格文書化作成率が芳しくないことがIRASの調査を通じて明らかとなり、この事態を重くみたIRASが今般の改訂版ガイドラインのリリースを、2015年に予定されているBEPSの最終提言を待たずに決断したものと考えられます。

シンガポールは低税率国（17%）であり、また各種インセンティブ（RHQ⁹、IHQ¹⁰、FTC¹¹、GTP¹²等）を整備していることから、IRASは、特別な注意を払わなくとも納税者の国外への恣意的な所得移転はないであろうという姿勢であると誤解

1 Inland Revenue Authority of Singapore

2 IRAS e-Tax Guide - Transfer Pricing Guidelines, Second Edition, Inland Revenue Authority of Singapore

[http://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedfiles/e-Tax_Guide/etaxguide_Transfer_Pricing_Guidelines_\(Second_Edition\)_2015_01_06.pdf](http://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedfiles/e-Tax_Guide/etaxguide_Transfer_Pricing_Guidelines_(Second_Edition)_2015_01_06.pdf)

3 IRAS CIRCULAR - Transfer Pricing Guidelines

4 IRAS CIRCULAR - Transfer Pricing Consultation

5 Advance Pricing Agreement

6 IRAS SUPPLEMENTARY CIRCULAR - Supplementary Administrative Guidance on Advance Pricing Arrangements

7 IRAS SUPPLEMENTARY e-Tax Guide - Transfer Pricing Guidelines for Related party Loans and Related Party Services

8 シンガポールの移転価格を考えるうえで、その産業構造の変遷を理解することが今後の移転価格対応を考えるのに有用であると考えため概観を記載します。シンガポールは1965年にマレーシアから分離独立した国家で今年が50周年の節目となります。独立以前はマレーシア市場で海外からの輸入品を販売するビジネスが主流でしたが、独立によりマレーシア市場を失ったことで、シンガポールは輸出国としての経済発展の道を選択し、独立国家としての道を歩むこととなります。独立後は外資系企業の誘致のためのインセンティブや整備された投資環境（インフラ、労働力、政治的安定性、地政学的優位性等）をベースに発展し、70年代後半には、これまでの輸入立国から製造業を中心とした産業構造へと変貌を遂げました。しかしながら、シンガポールは日本よりも天然資源も人的資源も限定的な国であるため、限られた資源のなかでより高い経済成長率を見込むために、さらに産業構造を高度化させる必要がありました。そこで、1980年代からはアジア諸国に対する金融サービスの提供拠点となる金融センターとしての外資系企業誘致に取り組みました。また、更なる高付加価値産業を誘致するため、グローバル企業の研究開発拠点や、より高度な付加価値サービスを提供するビジネスの誘致に取り組むなど、いかにシンガポールの限定的資源を用いて効率的な経済発展を遂げるかという観点に立った政策が継続的に採られています。

9 Regional Headquarters Award

10 International Headquarters Award

11 Finance and Treasury Centre Award

12 Global Trader Programme

されがちですが、実はそうではありません。なぜならアジア地域にはシンガポールを超える優遇税制を敷いている国も存在し、また、シンガポールも日本と同様に少子高齢化という構造的な社会問題に直面していることにより、シンガポールの歳入を考えるうえではGST (Goods and Services Tax) とともに移転価格についても無関心ではられないためです。

Ⅲ 改訂版移転価格ガイドラインの 要旨について

本ガイドラインはシンガポール所得税法 (Income Tax Act) Section 34D (独立企業原則) をベースとしています。なお、関連者間取引に係る納税者の税務所得が独立企業原則を下回る場合においては、IRASは増額調整を行う旨を述べています (パラ7.10)。

本ガイドラインの発行により、移転価格ガイドラインの明確化のみならず移転価格調査の実施および情報記録要請の不履行に基づくペナルティの設定¹³ (パラ6.22(b)) を通じて納税者の移転価格コンプライアンス対応を促進させることを狙いとしているというIRASの発言もあります。一方で小規模取引や所得移転リスクの低い取引については納税者の負担を減らす必要性を認識した内容となっています (パラ6.16)。

以下に、従前のガイドラインと比較し、明確にされた8つのポイントについて解説します。

1. 移転価格同時文書化の定義

移転価格同時文書化が本ガイドラインにおける大きな改訂ポイントであり、これによりシンガポールの納税者には文書化の作成が義務付けられることとなりました。

移転価格同時文書化の定義として、今回のガイドラインには草案と同様に以下のような文言で定義されています (パラ6.6)。

Contemporaneous TP documentation refers to documentation and information that taxpayers have relied upon to determine the transfer price prior to or at the time of undertaking the transactions.

すなわち、関連者間取引開始前またはその時点において作成された文書を同時文書として認めるということです。ここには、関連者間取引が開始される前に移転価格に関する検討を行っておくことを納税者に要請する当局の姿勢が表れていると考えられます。しかしながら、実務上は検証対象期間の開

始前に同時文書化を行った場合はその期間の中途に事業売却や買収および検証対象者における機能の追加／変更などの予見できない事態が発生したときに移転価格文書への反映ができないことから、その取扱いについては不明瞭であり、今後の当局の実務上の動向を観察する必要があります。ただし、納税者の負担を勘案し、税務申告期限までに作成した移転価格文書についても同時文書化として認める旨の記載があるため (パラ6.8)、納税者は移転価格ポリシーを策定し、検証対象期間が終了した後から税務申告期限までに移転価格文書を作成することがIRASの要求をクリアする望ましい対応であると考えられます。

IRASから文書化提出要請があった場合には30日以内に提出しなければなりません (パラ6.22(b))。また、同時文書化作成後も毎年の実績値について検証を行うことは必要であると解されます¹⁴。また、事業に大きな変更が生じた場合にも文書化の見直し／更新が求められます。なお、事業に変更がなく移転価格リスクが僅少と思われる場合においても、少なくとも3年に一度は定期的な更新を行うことが求められています (パラ6.22(c))。

本ガイドラインにおいては、移転価格文書化により納税者の移転価格が独立企業間価格であることを証明できない場合には、①移転価格の所得増額調整 (シンガポールにおける課税)、②相互協議の不受理、③APA申請の不受理といった不利益を被る可能性が示唆されています (パラ6.21)。この記載はシンガポール特有のもので本ガイドラインでの1つの大きな特徴といえます。

2. 記載要請事項の拡大

これまでのガイドラインでは、移転価格文書にはシンガポール法人 (外国法人の支店含む) に関する記載のみが求められていましたが、本ガイドラインでは適切 (adequate) な移転価格文書として認められるために、グループに関する以下の情報を記載することが新たに求められることとなりました (パラ6.10)。

- グループのグローバル事業の概要
- グループの組織構造
- グローバル事業活動の性質
- グループ移転価格ポリシー 等

また、グループ事業に関してはシンガポールの納税者に関連する以下の内容の記述が求められています (パラ6.11)。

¹³ Income Tax Act 94(2) に基づき、IRASの要請した移転価格文書を提出できない場合、1,000 シンガポールドル以下の罰金または6ヵ月以下の懲役が課される可能性があります。

¹⁴ IRASは納税者の財務分析および経済分析が依然として正確である点について定期的に検証することを要求しています (パラ6.22(c))。

- 世界的な組織構成、シンガポールの納税者と取引を行う国外関連者の所在地および所有割合
- グループが従事する事業、製品とサービス、地域別市場および主要競合他社
- 業界の状況、市場、グループが活動する分野の規制および経済状況
- 事業再編、買収、子会社の売却等、近年のあらゆる重要な変遷を含むグループの事業モデルおよび戦略
- 無形資産およびそれを法的に所有する関連者のリストを含む事業利益の重要な推進力
- 製品およびサービスのサプライチェーンを示す図が含まれる主要な事業活動およびグループ内の各社の機能
- 関連者間における事業の関係性（提供されるサービス、販売される商品、事業の開発、無形資産の所有または開発、資金調達等）

3. 移転価格算定手法に関する諸事項の明確化

本ガイドラインでは、移転価格算定に関する諸事項についても以下のように明確な指針が記載されました。

- 包括検証または取引単位検証（個別検証）の検討について、各取引の関係性が強く、比較可能性の高い場合は包括検証の検討が可能となった（パラ 5.25-5.26）。
 - 複数年度データの使用については、製品ライフサイクルや長期契約等の観点から、比較可能性を高める場合に複数年度検証を検討／実施する必要がある（パラ 5.27）。
 - 損失を計上している納税者については、基本的には独立企業原則に基づくプライシングがなされているとは考えられない。スタートアップや経済状況、市場戦略等の理由で納税者が損失を計上している場合には、同様の状況下にある非関連者について根拠資料を提示のうえ、証明する必要がある（パラ 5.28）。
 - 比較対象取引（会社）の選定について（パラ 5.29-5.33）。
 - 内部比準取引のほうが好ましい。
 - データベースの指定はしない。
 - 信頼性の観点から上場企業のほうが望ましい。
 - 地域性に係る比較可能性については、まずはローカルの比較対象者を選定し、十分な比較対象者が見つからない場合には対象地域を広めることができる。
- ※ポイント：上場しているローカル企業の絶対数が少ないため、結果的には対象地域を拡大するケースが多くなると想定されるが、ローカル企業の検討結果についても記載が必要となるものと思われる。
- 加重平均で損失を計上している会社、検証期間のうち半分以上の期間で損失を計上している会社については比較対象からは除外すること。
 - ベリーレシオの適用について
以下の 5 要件が検討事項として明記された（パラ 5.81）。
 - 仲介者として、関連者から購入し、関連者に販売する取引であること。
 - 検証対象者が販売以外の付加価値のある機能を行わないこと。
 - 果たす機能が製品価格に影響を与えないこと（請求、アカウントティング業務等）。

- 販管費と売上高総利益に直接的な結びつきがあること。
- 無形資産を使用していないこと。

従来、IRASはベリーレシオの取扱いについて非常に厳格であったため、これらは今般の改訂における大きなポイントとなります。しかし、その適用については十分な検討を行うことに留意が必要です。

4. 移転価格文書化免除要件（パラ6.19）

納税者の負担を減らすために、IRASは移転価格文書の文書化免除要件を示しています（閾値や中小規模事業者に対する免除要件について改訂草案とは内容が変更になった点に留意が必要です）。

【取引の性質に関する要件】

- 納税者がシンガポールの関連者と取引を行い、当該国内取引（関連者間ローンを除く）を行う双方の関連者に同一のシンガポールの税率が適用されている場合
- 国内関連者間ローンがシンガポールに所在する納税者間で実施され、貸手が金銭貸借事業を行っていない場合
- 納税者が、関連者間取引に係るルーティンサービスに対して 5% コストマークアップを適用する場合
- APA 合意によって関連者間取引がカバーされている場合¹⁵

【取引金額に関する要件】

- 直近年度の開示された関連者間取引の価値および金額（上記に該当するものを除く）に係る各関連者間取引の合計値が、閾値を超過しない場合（図表 1 参照）。

図表1 文書化免除要件(取引金額)

関連者間取引のカテゴリー	閾値 (SGD / 会計年度)
全関連者からの棚卸資産購入取引	15 百万ドル
全関連者への棚卸資産販売取引	15 百万ドル
全関連者へのローン貸付取引	15 百万ドル
全関連者からのローン借入取引	15 百万ドル
その他すべてのカテゴリーに係る関連者間取引 (例) ・ サービス取引に係る収入 ・ サービス取引に係る支払 ・ ロイヤルティ取引に係る収入 ・ ロイヤルティ取引に係る支払 ・ 賃貸料所得 ・ 賃貸料支払 ※ 閾値に達したかを判断するため、関連者間取引の各カテゴリーの取引金額は合計される必要がある。たとえば、サービス取引に係る関連者からのすべての収入は合計される。	各取引カテゴリーにつき 1 百万ドル

15 確認対象事業年度であっても、APA 合意が為されていない場合は、移転価格文書化が必要になると解されます。

ただし、移転価格文書化が免除される場合においても、当該取引が独立企業間価格で行われることが求められます（パラ4.4）。すなわち、適正な移転価格を設定していないために取引金額の合計値が閾値に満たない場合において、IRASから文書化の不備を指摘されたときは、文書化免除要件を満たしているとの主張が認められないケースが考えられます。

5. 関連者間役務提供取引

基本的には2009年2月に発行されたガイドラインと同様の内容となっています。次のようなルーティンサポートサービス（Annex Cに記載）については継続して5%のセーフハーバマークアップの適用が認められています（パラ12.26）。

【ルーティンサポートサービスについて】

- 会計・監査
- 売掛金・買掛金に関する作業（突合作業や検証作業等）
- 予算の策定
- コンピュータサポート
- データベースの管理
- 従業員の福利厚生
- 一般的な管理業務
- 法務サービス
- 給与に関するサービス
- 社内コミュニケーション
- スタッフィングおよび採用活動
- 税務
- トレーニングおよび従業員の能力開発

実務においては、納税者がルーティンサポートサービスと考えていても、IRASに否定されるケースが多く見られます。なお、ルーティンサポートサービスと認められない場合には、5%を下限としてそれ以上のコストマークアップの設定が求められます。また、5%以上を設定していた場合にも独立企業間価格の証明にあたっては移転価格分析が求められます。

なお、間接費の配賦については合理的な手法であれば認める傾向にあります。ただし、地域統括会社としてシンガポール法人が国外関連者（被統括会社）に対してサービス費用の対価を請求した場合には、被統括会社とその支払い金額について現地当局に損金算入を否認されるケースも多いため、回収アプローチについては事前の検討が必要になります。

6. 関連者間ローン

本ガイドラインの関連者間ローンについては、既存のガイドラインの内容を踏襲していますが¹⁶、新たに追加された記述としては内部CUP法適用の優先順位が挙げられます（パラ

13.16）。

取扱いには以下のとおりとなりますが、基本的に①の取引が発生するケースはあまり考えられないため、納税者が貸手または借手であっても②が優先され、その後③を検討するという流れになります。

- 貸手が納税者の場合（①⇒②⇒③）、
借手が納税者の場合（②⇒①⇒③）

- ① 貸手の第三者に対する貸出金利
- ② 借手の第三者金融機関からの調達金利
- ③ 貸手の第三者金融機関からの調達金利

また、グループ信用格付の適用可能性についても新たに記載されています。利率を設定する際の信用格付は、基本的には個社別の格付を用いることが望ましい対応となります（パラ13.23）。ただし、一定の要件を満たせばグループに適用される信用格付が適用されます。その要件とは、第三者である貸手（銀行等）が納税者グループの信用格付を元に子会社に対して貸出しを行っている証憑を提示することができれば、関連者間ローンにおいてもグループの信用格付を適用した利率による貸付が容認される可能性があるというものです（パラ13.24）。

なお、関連者間ローンは個々の貸付ごとに金利が設定されるべきではありますが、比較可能性分析ファクター（パラ13.13）を検討したうえで、個々の関連者間ローンをまとめて包括して金利を設定することも可能となったことは新たな指針の1つです（パラ13.25）。

7. 各種調整金に関する取扱い

IRASは移転価格調査を強化しており、適切でない移転価格に基づく税務申告についてはペナルティを課しています。それを受けて、納税者自身が調整を行ったり修正申告で対応していたりする状況にあるため、各種の移転価格に関する調整には新たな章を設けて記載しています（11章）。具体的には①価格調整金（year-end adjustment）、②補償調整、③自主的な遡及調整、④対応的調整に関するIRASの見解および取扱いです。基本的にはこれらの調整について移転価格同時文書化を作成することが求められます。

価格調整金の運用を行う際に求められる同時文書化とは、進行年度が終了するより前に作成している文書と解されます。たとえば日星間における価格調整金の取扱いのためには、日本側での運用要件も勘案してその事業年度が開始される前に関連者間の間で必要な条件を取り決めた合意がなされる必要があります。

16 脚注7 参照

8. 移転価格調査

2008年7月公表の移転価格コンサルテーションに関するガイドラインがベースとなっており、引き続き関連者間取引がその他の取引額と比べて多いケースや無形資産を含む関連者間取引を行っているケース、不規則な収益性や損失を計上しているケース等について移転価格調査の対象として選択される旨が記載されています。

実務上、2014年10月以降にIRASから送付される法人税申告に係る質問状¹⁷に移転価格関連の質問が記載されているケースが約2倍に増えていきます¹⁸。その質問の内容も、より移転価格文書の記載事項に近い具体的な質問が多くなっているように見受けられます。このタイミングはちょうど本改訂草案がリリースされた時期と重なるため、IRASにおける移転価格調査の強化との関係性が推測されます。よって、今回改訂版ガイドラインがリリースされたため、今後のIRASの調査動向もより強化されるものと推察されます。

IV 日系企業への影響

これまでのシンガポールにおける日系企業の移転価格対応は、シンガポールに限定的な機能を有する企業が多かったため、TNMM（取引単位営業利益法）を用いた検証アプローチをシンガポール企業に対して適用するケースが多く見受けられました。しかしながらシンガポール政府が企図する国家成長戦略である外資系企業誘致のための政策等を通じて想察すれば、今後は高付加価値的機能を有する企業がシンガポールの産業構造を支える主役となっていくものと推測されるため、必然的にIRASにおいても無形資産に関連した移転価格アプローチの経験則が増えてくるものと予想されます。高付加価値的機能は知的財産を含む無形資産の創出の源泉であり、大規模な移転価格課税は無形資産取引を対象としたケースがほとんどであるため、シンガポールにおいても無形資産の整理に関する議論は今後日系企業にとって重要性を増していくと思われます¹⁹。

BEPSにおいても無形資産から生じる所得の取扱いが議論されていることに鑑みれば、移転価格を検討する場合、所得配分の観点では無形資産を法的／実質的に所有しコントロールしている納税者の所在地国に超過収益が帰属するため、各国間における無形資産の保有に係る主張に基づく移転価格の論争は、今後一層激化してくるものと思われます。

前述のとおり、これまでシンガポール企業の移転価格対応

状況（文書化の作成等）は決して望ましい水準にはありませんでした。しかしながら、今後もシンガポールは金融・仲介貿易・高付加価値ビジネスのグローバルアジアハブ拠点として、またアジア・オセアニア地域の統括会社として、日系企業にとってもビジネス上ますます重要な国となっていくことが見込まれます。このようなビジネス形態では多くの関連者間取引が発生するため、移転価格の文書化およびプランニングは各企業において重要な対応事項となります。

現時点においてIRASは非常にリーズナブルな当局であり、理論的で体系的な移転価格アプローチの検討、議論およびその考慮についてはアジアにおいてもトップクラスです。よって、ASEAN諸国におけるビジネスから生じる移転価格リスク（無形資産含む）をシンガポールおよび日本に集約することで、必要に応じて事前確認制度（APA）も活用しながらグループの移転価格リスクを管理することも1つの有効な選択肢となり得ると思われます¹⁹。

V おわりに

今回の移転価格ガイドラインの改訂は世界的な潮流の中でIRASの移転価格に臨む明確な姿勢が呈されたものと考えられます。IRASは納税者に対して移転価格コンプライアンス対応、すなわち同時文書化については最低限対応してもらいたいという明確なメッセージを発したものと考えられます。なお、今回の移転価格ガイドラインの改訂により、納税者の文書化作成率が改善されない場合には、IRASがより厳しい移転価格税制を導入する可能性もあるものと予想されます。

シンガポールの納税者においては、まず移転価格文書化をファーストステップとする移転価格対応を行うことが必要となります。次のステップとして、現状のグループ内における移転価格対応方針を見直し、必要に応じて本社と連携しながら移転価格対応の体制を構築し、体系的に運用していくことが望まれます。

17 Comptroller of Income Tax Queries (CITQ)

18 KPMG シンガポール事務所調べ

19 脚注8参照

本稿は、月刊「国際税務」(Vol.35 No. 4、税務研究会発行)に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 税理士法人
国際事業アドバイザー
パートナー 水野 正夫
TEL: 06-4708-5075
masao.mizuno@jp.kpmg.com

KPMG シンガポール
グローバル移転価格サービス
マネジャー 森下 良太
TEL: +65-6508-5506
ryotamorishita@kpmg.com.sg

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.